

## 佐賀市立春日小学校体育施設使用要綱 (抜粋)

### (趣旨)

第1条 スポーツ基本法第13条第1項に基づき、学校の体育施設を学校教育に支障のない限り開放し、地域住民のスポーツ活動の場、子どもの安全な遊び場として有効活用することによって、健康で明るく豊かな市民活動の形成に資する。

### (定款)

第2条 開放事業における体育施設は次のとおりとする。

- (1) 運動場 (2) 体育館

### (開放日、開放時間)

第3条 開放事業の開放日及び開放時間は、学校教育活動、施設管理上支障のない限り、別表1に掲げる開放施設の区分に応じ、それぞれ同表に定める日及び時間とする。

### (使用形態)

第4条 体育施設における使用の形態は、別表2のとおりとする。

### (利用回数の制限)

第10条 当該学校施設を広く地域に開放し、使用が特定の団体に偏ることのないように、1週間に使用できる回数を原則、週2回以内とする。但し、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- (1) 春日校区内の児童・生徒が所属する社会教育団体、又は社会体育団体が使用する場合
- (2) 一般利用の場合において、前述の回数の使用が終了した時点で、最終使用日以降の施設の使用に空きがある場合
- (3) 上記に定めるもののほか、学校長が特に認めた場合

※ 平成29年度からは、以下の利用での実施をお願いする。

- 少年スポーツクラブの使用にあたっては、練習として使用する場合は、1団体週3回以内、1回2時間以内とする。(土曜・日曜・祝日等は半日までとし、1回に数える。ただし、試合は除く。)

### 別表1

開放日及び開放時間(使用申請も必ず下記の時間内で申請をお願いします。)

開放施設等の区分		開放日および開放時間	
体育施設	運動場	平日	17:00～19:30
		土・日・祝	6:00～19:30
	体育館	平日	17:00～22:00
		土・日・祝	9:00～22:00

但し、児童生徒の団体の場合は、19:30までとする。

※ 平成15年9月より、市内小中学校では、子どもたちの安全な遊び場、親子や地域活動の場として、休日を一般開放している。

春日小学校では、土曜日の9:30～17:00においては、運動場の西半分をあげ、一般に開放する。

※ 長期休業中…平日の13:00～17:00の時間帯の運動場は、児童に開放する。

練習試合や大会での使用を除き、上記の時間はできるだけ児童に開放する。

### 別表2

#### 利用形態

開放施設等の区分		利用の形態
体育施設	運動場	団体利用
	体育館	団体利用